

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1094））
2. 日 時：平成30年6月29日 17時30分～19時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、千明主任安全審査官、
日南川安全審査官、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他7名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<【論点6】設置変更許可段階で示したFLIP解析用液状化強度特性の代表性及び網羅性>

- 試験位置の代表性に関して、n点（D2g-3試料採取位置）がC点、BV1点を代表できるとしている根拠について、また、F点、n点を、他の試験位置で代替できるとしている根拠について、整理して提示すること。
- 使用済燃料乾式貯蔵建屋に対して土質試験採取位置を決定した考え方について、整理して提示すること。

<【論点7】鋼製防護壁の上部・下部構造の接合部の評価>

- 鋼製防護壁の荷重比率—変位曲線に関して、3月の審査会合で指摘された鉄筋コンクリート部の配筋による靱性の効果を踏まえて、架構の耐荷性能及び「十分な靱性」の定量的な判断の根拠について、整理して提示すること。
- 鋼製防護壁の荷重比率—変位曲線の評価点として、鉄骨構造である鋼殻上端や、鋼製防護壁中断を選定した理由について、整理して提示すること。
- 3次元解析COM3では、6成分（3軸+3回転成分）入力による計算結果であることを、明記すること。

<【論点9】原子炉建屋基礎盤の耐震評価>

- 間接支持構造物は、耐震重要度分類を設定しなくて良いことを記載すること。
- 大間が、基礎盤をSクラスとしている点について、記載を適正化すること。
- 面外せん断の許容限界に終局耐力を選定していることについて、J E A Gなどの引用元を示して妥当性の根拠を整理して提示すること。
- 面外せん断の許容限界として採用している荒川 min 式、荒川 mean 式について、式の概要や引用文献を、整理して提示すること。

<【論点10】地震観測記録を踏まえた耐震評価への影響>

- 使用済燃料貯蔵プールの影響検討について、計算条件（入力地震動をSd-D1とすること、評価部位の選定等）を明確にし、計算結果の代表性を示すこと。また、計算結果について、許容限界に対する安全裕度を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）